

日本キリスト教連合会 会報



日本キリスト教連合会 元常任委員

前田 万葉 (カトリック大阪大司教・枢機卿)

平和へと幸い八首クリスマス

今年には太平洋戦争終結75年、広島・長崎被爆75年、国連創設75年という極めて重要な節目の年に、コロナ禍という全世界を巻き込む不運に見舞われてしまいました。神様から、「いつまで戦争に明け暮れ、つまらない事で小競り合いをしているのか。はたまた全世界、全人類共通の課題が与えられたのだ。皆が一つになって対応していかなければ人類は滅びてしまいますよ」とのメッセージなのかもしれません。ウィズコロナ、アフターコロナを私たちは生きていかなければなりません。世界的な環境問題、核武装危機などに加えて、このようなコロナ禍での責任の擦りつけ合いや差別などは、フランシスコ教皇のいう「すべてのいのちを守るため」への重大な妨げになってしまいます。

日キ連の皆さま、お久しぶりに、自作福音句「平和へと幸い八首クリスマス」と呼びかけたいと思います。「心の貧しい人々は幸いである。悲しむ人々は幸いである。柔和な人々は幸いである。義に飢え乾く人々は幸いである。憐れみ深い人々は幸いである。心の清い人々は幸いである。平和を実現する人々は幸いである。義のために迫害される人々は幸いである」(マタイ五・3〜10参照)。一つひとつの幸い

を短歌一首と数えることです。八首を一つひとつ吟味すれば、フランシスコ教皇の「2020年世界平和祈願日メッセージ」のテーマ、「希望の道である平和——対話、和解、エコロジカルな回心」につながると思います。

戦争が無くなるものかなどと思ってはならない、必ず平和は来る。そのために希望と勇気を持って祈り、考え、行動し続ける。赦し合い、和解し、対話をし、そして日々回心しながら、希望のうちに平和の実現を目指すようにと教皇は呼びかけていると思います。これは、昨年11月来日し、被爆地の長崎・広島での、「あのすさまじい暴力の犠牲となった罪のない人々を思い起こし、現代社会の人々の願いと望みを胸にしつつ、じっと祈るために来ました。わたしは謹んで、声を発しても耳を貸してもらえない人たちの声になりたいと思います。心から声を合わせて叫びましょう。戦争は二度と繰り返しません、こんな苦しみは二度と繰り返しません、と」などの言葉から導き出されたメッセージだと思います。教皇来日1年記念のクリスマスメッセージになれば幸いです。

コロナ禍にどう向き合う 新しい教会のあり方は……

コロナウイルスの感染拡大は、かつて経験したことのない事態として私たちの前に立ちはだかっています。それぞれの教団・教派でも工夫をこらし、対策を打ち出しています。

日本聖公会の取り組み 常任委員 矢萩新一

日本聖公会では、全国的な感染拡大を受けて、多くの教区が主日礼拝（公禱）の休止を判断し、「集う」ことができない時期がありました。緊急事態宣言が解除された6月初旬以降、地域の様子を判断しながら再開した所がほとんどですが、感染者数の多い地域では休止の継続を余儀なくされている教会もあります。各教区や各教会の判断を尊重しながら、Web配信やSNS、Zoom用いて礼拝をしたり、今まで以上に電話や手紙・Faxを活用して、説教を届けたり、近況を届けあったりと、丁寧な牧会を実践している教会もたくさんあります。管区事務所では各教区の対応状況を2週間毎にまとめて配信しています。

また、2年に一度の定期総会を6月に予定していましたが、10月末に延期し、全国11教区の事務所に集まっただき、Zoomで繋ぐWeb開催という決断をしました。各教区の議員・代議員が5名ずつですので、何とか実現できるように各教区のWeb環境を整えています。首座主教（代表役員）と常議員の選出は、総会での選挙となりますので、Googleフォームを活用したWeb投票を行ないました。「総会の運営について、法規（内規）に定められていない事柄については、今総会に限り、議場の承認を得て最善策を講じることとする」という議案を先決議案として承認していただきました。

日本アッサンブリーズ・オブ・ゴッド教団の取り組み 常任委員 本田勝宏

私どもの教団は、2月の日本政府の新型コロナウイルス感染症専門家会議の発表を受け、教団としてのガイドラインの第一弾を出し、各教会に注意、対策を促しました。教会によっては、その規模やその地域によって違いがあり、多様な対応が求められましたが、状況の変化に合わせてその都度、ガイドラインを更新してきました。

また、対策会議を立ち上げ、教会への支援策などを話し合い、理事会と一緒に教会支援を行ってきました。教団への負担金の還付、牧師家庭への支援金給付、困窮している教会への支援金給付と貸付などです。そのための募金を行いました。

経済的な支援だけでなく、霊的支援として、理事、教区長、各部部長によるメッセージ動画を一週間ごとのリレー形式で教団ホームページにアップしました。

さらには、教団の内だけではなく、コロナ禍にあって活動ができないでいるクリスチャンアーティストの方達への支援も行っています。動画を作成していただき、それを教団ホームページ（教会員情報サイト）で見られるようにいたしました。

各教会は当初は混乱していましたが、10月現在、落ち着きを取り戻し、教勢も戻りつつあります。



日本福音ルーテル教会の取り組み 常任委員 滝田浩之

日本福音ルーテル教会は、今年度5月に予定していた2年に一度の定期総会を9月に延期しました。その後、7月以降の感染者の急増を受けて、9月に分散（札幌、東京、名古屋、大阪、広島、博多、熊本）で開催を予定していましたが、これも来年（2021年5月）に再延期となりました。定期総会は200名を超える参加があり、全国に教会が点在していることから感染急増地域への移動があることを鑑み、延期、再延期という方針を取らざるを得ませんでした。この間、責任役員については宗教法人法で規定している「会長及び常議員の任期は、辞任または任期満了後でも、後任者が就任する時まで、なおその職務を行うものとする」を適用して、前回の定期総会で選出された常議員が引き続き任にあたっているところです。

各教会の礼拝については、他の教派と対応について大きな違いはないものと思いますが、

ルーテル教会の特徴として「説教も聖餐も『神の言葉』である」という立場を改めて確認しつつ、緊急事態宣言中は聖餐については無理に執行しないことを議長談話等で周知しつつ進めてきたところです。現在は、具体的な対応については地域間格差も大きく、公開の礼拝を今なお中止している教会もあれば、愛餐会の実施を行う教会もあり対応には開きがあるのが実態です。

現場の牧師は、リモートでの礼拝を試行したり、会員宅に説教要旨を届けたり、こまめにお電話をかけたりと、これまでの牧会以上に動き回っています。一同に介して、大きな声で礼拝ができる日が来ることを待ちわびつつ、信仰の眼差しを失わず、「信じつつ、待ちつつ」という思いの中で過ごしています。日キ連に属する教会の方、お一人お一人のご健康を心からお祈り申し上げます。

日本バプテスト連盟の取り組み 常任委員 久保公平

感染防止とつながりの両立を求めて

新型コロナウイルス感染症は私たちに新しい生き方を考えることを求めたという点で、優れて福音の出来事であると確信しております。日本バプテスト連盟理事会は「いのちと健康を守る」ことを最優先として対応策を実施しました。

福音宣教の現場である諸教会・伝道所に緊急財政支援として給付金支出、無利息融資制度、既にある貸付金の元金・利息猶予等の施策を実施するとともに、礼拝等のプログラムで感染症対策を行うよう励ましました。現場では、礼拝共同体として感染予防とつながりの両立に努めつつ地域への証しに祈りを合わせてまいりまし

た。在宅礼拝、リモート礼拝、晩餐式の様式変更、賛美の縮小など、それぞれの教会・伝道所が工夫しております。そうした中で礼拝を守りささげることを行っていることを感謝したいと思います。包括法人としての総会を「書面決議による」総会とするために規則を改定（臨時総会開催）し、集まれませんが、それでも共に総会に参加することを願って準備を進めております。この間、公的支援に宗教法人を対象することに反対を表明することも含めて、コロナ危機における教会の、キリスト者の在り方、生き方について、同労の方々の意見に耳を傾けつつ考えていければと願っております。

緊急提言

新型コロナウイルス感染症と 教会・教団等の会議

日本キリスト教連合会常任委員会法務顧問 櫻井 圀郎

これから総会や理事会など重要な会議を、Zoom を用いてオンラインでの開催を予定しておられる教団もおりかと思えます。その有効性や留意点などを「緊急提言」として櫻井圀郎先生にご執筆いただきました。

▼まえがき

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、密集・密閉・密接の回避や移動の制限が求められる中、教団、修道会、教区、教会などの教団総会、代議員会、役員会、信徒総会などの開催が困難になっています。

一般企業の営業会議や教団・教会の運営協議などであれば、電話やEメール、LINEで行うことができますし、Zoom 会議も可能です。問題となるのは、法的な決議な求められる会議の有効性です。

▼会議の成立と議決の有効要件

「会議」とは、文字通りに「会して議すること」です。そのことから推定されるように、定められた日時場所に、定められた議員の定められた数が出席して、会合し、議事を進め、議決することが求められています。

コロナ禍のもとで、「会議の開催」「議員の出席」が困難になり、基督教界においても「Zoom 会議」が浸透していますが、はたしてそれで「有効な会議」と言えるのでしょうか。

会議は、議員が意見を激しく闘わせることによって、本旨とする意思の決定に至ることを目的とするものだからです。

したがって、招集手続が正しく行われていな

いとか、所定数の議員が出席しないとか、資格のない議員が出席しているとか、出席しても自由な意見を出せなかったとかなどの場合には、議決が無効となります。

▼株式会社の場合

株式会社の株主総会の場合、株主は、①代理人による議決権の行使（会社法310条）、②書面による議決権の行使（311条）、③電磁的方法による議決権の行為（312条）ができます。

したがって、所定の日時場所に参集することが困難な株主でも、出席可能な他人に委任して議決権を行使することができますし、書面の提出、Eメールの送信、ウェブサイトへの書き込み、CD-ROM や USB チップの提供などによって議決権を行使することもできます。

株式会社の取締役会の場合は、取締役の過半数またはそれ以上が出席し、その過半数またはそれ以上をもって決議を行うことになっています（369条1項）。

株主総会とは異なり、取締役の職務は委任することができませんから、代理人によって決議を行うことはできません。また、書面や電磁的方法による決議もできません。

定款において規定されている場合には、取締役が取締役会の決議の目的である事項について

提案した場合において、当該提案につき取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監査役が異議を述べたときを除き、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなされます(370条)。

取締役会の開催や取締役の出席が困難な場合に、取締役の一人として代表取締役が全取締役に書面で決議の提案をし、それに全取締役が賛成し、監査役が反対しなければ、取締役会の決議とみなされます。実際には決議がなかったのに決議があったものとされることから「決議の省略」と呼ばれていますが、実業界で「書面決議」と呼ばれています。

▼一般社団法人・一般財団法人の場合

一般社団法人の社員総会の場合、社員は、①代理人による議決権の行使(一般法人法50条)、②書面による議決権の行使(51条)、③電磁的方法による議決権の行使(52条)をすることができます。

したがって、一般社団法人の場合、社員総会に出席することが困難な社員がいても、委任状を出してもらるか、書面やEメールなどで意思表示してもらえれば、出席と同様の結果を得ることが出来ます。

一般社団法人・一般財団法人の理事会の場合、

議決に加わることができる理事の過半数またはそれ以上が出席し、その過半数またはそれ以上をもって決議を行う必要があります(95条)。

社員とは異なり、理事の議決権は他人に委任することができませんし、書面やEメールで済ませることもできません。

定款に特別な定めを置いている場合には、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされます(96条)。

ただし、監事が異議を述べたときは除かれます。理事会の開催や理事の出席が困難な場合に、代表理事(理事長)が全理事に書面で決議の提案をし、それに全理事が賛成し、監事が反対しなければ、理事会の決議とみなされます。

「決議の省略」という法律上の手続きですが、実際の世界では「書面決議」と呼ばれています。

▼宗教法人の場合

宗教法人の責任役員会の場合、宗教法人法には会社法や一般法人法のような規定はありませんが、そもそも責任役員会の開催を規定し、責任役員の出席を求めているわけではありません。

「責任役員が決する」とされているだけです。

ら、日時場所を定めて責任役員が参集する必要はなく、持ち回りや郵送による決定も可能です。しかし、多くの宗教法人では、規則で、責任役員会の開催、定足数、議決要件を定めていますから、その規定に拘束され、責任役員の出席が必要になります。

規則で、会社法や一般法人法と同様の「決議の省略」を定めてあれば、同様の対応が出来ますが、ない場合には、規則を変更して、所轄庁の認証を受ける必要があります。

株式会社や一般社団法人の場合、株主総会や社員総会の決議によって定款の変更が可能であり、一般財団法人でも定款に特別の規定があれば、評議員会の決議によって定款を変更することも可能ですから、問題が生じた際にそれに対応して定款の変更をすることが可能です。

しかし、宗教法人の規則の変更は、たとえ誤記した一文字を訂正するにも所轄庁の認証が必要になりますから、緊急に規則を変更することはほぼ不可能です。それだけに、宗教法人は、危機管理として、あらかじめあらゆる事態を想定した体制づくりが緊要になってきます。

▼オンライン会議の有効性

法務省は、「取締役間の協議と意見交換が自由にでき、相手方の反応がよく分かるように

なっている場合」各取締役の音声と画像が即時にほかの取締役に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組み」であれば、テレビ会議システムによる取締役会も認められるとされています。その要件は、実際の会議の場面と同様の①即時性と②双方向性です。Zoom会議はこれに当たるでしょう。

▼教会や教団等の会議

教会や教団等の会議は、教義教理、歴史伝統などによる理解が根本になりますが、法律上の手続きに関連してくる場合には、法人の会議と同様に考える必要があります。

株主総会や社員総会では議決権の委任が認められています。教会の信徒総会、教団の役員総会などでは認められない場合もあります。

また、Zoom会議を導入する場合でも、インターネット環境の問題や個人の技術的な問題で容易に参加できない人がいる場合には、その対策を講じないと、特定の人の会議参加を制限したことで会議の有効性が問われる可能性もあります。

いずれの場合でも、教会法、教憲教規、規約など教会や教団等の基範の規定が根拠になりますから、しっかりと基範の検討や整備をすることが必要です。

日本宗教連盟 第1回「信教の自由並びに政教分離に関する勉強会」
日時 2020年10月6日(火) 午後6～8時 会場 明治記念館

宗教法人の災害支援と 政教分離について考える

——憲法20条・89条の解釈をめぐって——



日本キリスト教連合会常任委員 滝田浩之 (日本福音ルーテル教会事務局長)

日本宗教連盟において「宗教法人の災害支援と政教分離について考える」というテーマで勉強会が持たれました。講師は石村耕司(白鳳大学名誉教授)、長谷川正浩(弁護士・独協大学教授)でした。長谷川氏は阪神淡路大震災以後の災害時における支援と宗教法人の課題について講演され、また石村氏はCOVID-19という災害時における政府の緊急支援策と政教分離について講演されました。

長谷川氏は災害時に、宗教法人施設のがれき撤去が行われなかった実例や宗教法人が開いた避難所には、公的支援(物資の搬入等)が行われなかった実例を示されました。これが実施されない理由に憲法89条があるにも関わらず、行政は阪神大震災以後、宗教法人に対して大規模災害時の一時避難所の提供を求めており、東京都や京都府では行政と宗教法人が災害時の協定の締結に向かう方向性が見られる状況が報告されました。加えて、これに関連した事例として石村氏は税務の専門家の立場から、そのような協定があるにも関わらず、境内地内に建てられた災害時備品倉庫や地域への炊き出しのための設備倉庫に対して、これを「専ら宗教の用に供していない」という理由から固定資産税の徴収が行われるケースがあると指摘されました。つ

まり憲法89条の政教分離の公金の拠出に関して、災害時であるにも関わらず、これをあまりにも厳密に理解するがあまり、宗教法人であるという理由で公共サービスを受けられないことケースがあること。また一方で、行政として災害時に宗教法人の施設の活用や支援活動を期待しているにも関わらず、災害時における支援や地域への支援活動については、これを「専ら宗教の用ではない」として税金の負担を求めるケースがあり、こうした憲法理解のちぐはぐな点については、宗教界が宗教活動の公益性、あるいは公共性の枠組みの中で災害支援や地域支援を理解している立場を強く表明し、是正を求めるべき」と長谷川氏から提言がありました。

このような課題があることが確認されたところで、今回のCOVID-19を世界的な災害として理解し、この災害への対応としての政府支援策を検討した場合、石村氏の見解としては雇用調整助成金、また特定定額給付金については宗教者や宗教法人に雇用される職員が除外されなかったことを憲法20条が適切に理解されたものと評価しつつ、持続化給付金、自治体休業協力を金については、公益法人やNPO法人が対象となつたにも関わらず宗教法人が除外されたのは憲法20条の精神に反するとの見解を示さ

れました。憲法20条が保証するのは、個人の「信仰の自由」であり、加え特定の宗教法人に対する国からの特権を排するものであり、すべての宗教法人が平等に扱われることが求めているもの。この精神に基づいて憲法89条は理解されるべきであり、感染症拡大という緊急事態の中で公益法人である宗教法人のみを除外するのは国が事業や活動に対して「宗教であるか否か」という基準を持ち込むこととなり、そもそも憲法20条の保証する「信教の自由」に抵触する可能性があるとの見解を示されました。

「持続化給付金」の問題については、日本キリスト教協議会の靖国問題委員会が6月12日付けの声明で「同案は憲法の『政教分離原則』と『公の財産の宗教団体への支出の禁止の原則』を事実上緩め、さらに無力化につながることを危惧する」と、また日本バプテスト連盟理事会が6月18日付けの声明で、「宗教法人や宗教団体に公金を支出することは『重大な憲法違反行為』と指摘。国や地方公共団体が宗教団体に便宜を図ることは「目的効果基準」に則り違憲とした愛媛玉申料訴訟の最高裁判決（1987年）を挙げ、「たとえ感染症拡大のような危機を理由にしても、政教分離原則が無視され、宗教法人や宗教団体の自主独立性が侵されることがあつ

てはなりません」と、この件についての立場を表明しています。二つの声明に共通する「政教分離原則」は、明治から敗戦まで国家神道体制が国によって推進された結果、各宗教団体の独自の教義や理念の自主性が損なわれた歴史の教訓から定めたものであり、国から宗教活動への援助を受けることは「自らの教義の自主性を守るためにも、慎重であるべき」であって、「宗教団体の国に対する自主独立性を阻害することにもつながる」危惧について私たちキリスト者は明確な見解を持つ必要があります。同時に、この世に属する宗教法人として、その公益性、公共性への働きが社会の中で強く期待されていることを忘れてはなりません。日本キリスト教連合会は、日本宗教連盟の中で明確に自らの立場を表明していくことはもちろんですが、このような事態の中で、憲法20条、憲法89条について、広範な議論が日本宗教連盟において行われていることをお知らせできればと思います。

最後に、長谷川氏が、憲法89条を念頭に、「非常時において地域の声が、いつもお世話になっているから何とか助けてあげなくてはならない」というムーブメントが起きるような宗教のあり方を宗教界は心する必要があるのではないかと指摘されたのが心に残りました。



日本キリスト教連合会

News

2021年秋には 法人事務・会計実務研修会でお会いしましょう

毎年、多くの参加者の皆さまと学んできましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、今秋の研修会はやむなく中止いたしました。来

年はコロナ克服の年となるよう期待します。常任委員会では準備を整えて皆さまをお待ちいたします。秋に箱根でお会いしましょう！

2020年度の加盟教団・教会 分担金は 50%減額にいたしました

2020年は新型コロナウイルスの感染拡大のために総会がネットと書面によって行われました。秋の法人事務・会計実務研修会も今年は取り止めることになりました。例年ですと年3

回実施していた定例講演会も開催が困難な状況です。活動縮小の事態を踏まえて、今年度の分担金を半額にすることにいたしました。今後ともご協力をよろしく願っています。

編集後記

今回、巻頭言には前田万葉枢機卿からのメッセージを載せることができました。先生の懐かしい俳句も感謝でした。この時期、総会や理事会の開催を控えている教会・教団も多いと思います。櫻井先生からはタイムリーなご提言をお

寄せいただきました。ご精読いただければと思います。日本宗教連盟で取り上げられた憲法問題は、私たちが常に注視していなければならない課題です。良い整理をしていただけたと感謝しております。櫻井園郎先生、滝田浩之先生に御礼申し上げます。(編集担当 矢木良雄)

●日本キリスト教連合会役員 (2020年度)

- 委員長 大柴譲治 (日本福音ルーテル教会)
- 副委員長 滝田浩之 (日本福音ルーテル教会)
- 常任委員 久保公平 (日本バプテスト連盟)
- 道家紀一 (日本基督教団)
- 矢萩新一 (日本聖公会)
- 広瀬 薫 (日本同盟基督教団)
- 本田勝宏 (日本アッセンブリーズ・オブ・ゴッド教団)
- 大水文隆 (カトリック中央協議会)
- 矢木良雄 (イムマヌエル綜合伝道団)

▶日本キリスト教連合会の主な活動

- ・年6回の常任委員会
4月、5月、7月、9月、11月、2月(変更あり)
- ・年2回の定例会(2月と9月に開催)
- ・法人事務・会計実務研修会(秋に開催します)
- ・「会報」を随時発行し、情報をお届けします

*日本キリスト教連合会へのお問い合わせは
162-0842
東京都新宿区市谷砂土原町1-1 日本福音ルーテル教会内「日本キリスト教連合会」へ。

